

農林部公共事業評価検討会議設置要綱

平成 10 年 10 月 1 日農林部長決裁

(目 的)

第 1 条 農林部における公共事業のより一層の効率的な執行及び透明性の確保を図るため、一定期間を経過した対象事業の選定及び埼玉県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）からの意見具申を受けて対応方針等の決定を行うため、部内に農林部公共事業評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設定する。

(検討会議の事務)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項の検討を行うとともに、実施事業の対応方針案等を委員会に提出し、審議を依頼する。

- (1) 各事業課が実施した再評価に関する調査の結果
- (2) 各事業課が作成した再評価に係る資料
- (3) 各事業課の対応方針案

2 検討会議は、委員会から再評価に関する意見具申があったときは、対応方針決定の上で各事業課に必要な指示を行うとともに、埼玉県公共事業再評価実施要綱第 5 条に規定する公表に係る必要な決定を行う。

3 検討会議は、各事業課が実施した事後評価に関する調査結果及び資料の検討を行うとともに、委員会に報告する地区を選定する。

(検討会議の構成)

第 3 条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会議に議長を置き、議長には農林部長をもって充てる。
- 3 検討会議には、評価手法、対応方針等について意見を求めるために、埼玉県の実情に精通した学識経験者等の有識者の出席を求めることができる。

(議長の職務)

第 4 条 議長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

- 2 議長に事故ある時は、議長が予め指定する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 検討会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、再評価対象事業によっては会議への参加委員を限定することができる。

(庶 務)

第 6 条 検討会議の庶務は、農林部農村整備課において処理する。

(検討会議の運営)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

この要綱は、平成15年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 9月1日から施行する。

別 表

農林部公共事業評価検討会議の構成

議 長	農林部長
委 員	副部長 副部長 農業政策課長 森づくり課長 農村整備課長（検討会議庶務担当）